

北海道ケアラー支援条例（仮称）の制定について

1. 制定の背景

- ケアラーは、介護のため自分の時間を十分にとることができず、心身の健康を損なったり、介護に専念するため退職をしてしまうことや、介護が必要な方を家族が介護することが当たり前との見方がある中、**周囲の理解が得られず、誰にも相談できないまま社会から孤立していくことが心配されています。**
- 特にヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題で表面化しにくく、支援が必要な子どもがいても、**子ども自身や周囲の大人が気づくことができない**といった現状にあるとともに、年齢や成長の度合いに見合わない過度な責任や負担を負うことで**子どもらしい成長や学びに影響がある**ことが懸念されています。

2. 道内の実態

ケアラーの推計数（H28 社会保障生計調査（国））

15歳以上で普段介護をしている人の数 ⇒ 道内 26万8千人

ヤングケアラーの割合（道のケアラー実態調査結果）

中学2年生の**3.9%**（約26人に1人）、高校2年生の**3.0%**（約33人に1人）

3. 本道の地域特性と実態調査で明らかとなった傾向や課題

- 本道は、**全国を上回るスピードで高齢化が進行している**ほか、人口に占める**障がいのある人の割合も年々上昇**しており、今後も**介護や日常生活の支援を必要とする方の増加が見込まれています。**
- 道内のケアラー・ヤングケアラーに対する支援方策を検討するための実態調査を実施した結果、**次のような傾向や課題が明らかとなりました。**

調査対象（調査期間：令和3年7月から同年8月まで）

- 高齢者や障がいのある方のケアラー
- 公立中高2年生、公立中学・高校 [いずれも札幌市立除く]
- スクールソーシャルワーカー
- 相談支援機関（地域包括支援センター、特定障害者相談支援事業所等）

調査結果の要旨（ポイント）

- 高齢者及び障がいのある方のケアラー向け調査
「求めている支援」…『相談できる人や場所』『精神的な支え』が多数
- ヤングケアラーに関する生徒向け調査
「世話の悩みについて相談した経験の有無」…『ない』が8割以上
- 相談支援機関向け調査
「相談に繋がらない理由」…『家族がケアをするのが当たり前』『公的サービスを知らない』が多数

1から3までを基礎として、議会や有識者会議等で議論・検討

〔ケアラーに関する認知度を高め、支援を必要とする方を早期に発見し、個々の事情に合った支援へつなげる**ことが重要と認識**〕

道としては、ケアラーを支援していくための条例を制定し、実効性ある取組を進める考えです。

- (1) 広く道民の方にケアラー支援の必要性を知っていただくための普及啓発、理解促進
- (2) ケアラーの早期発見及び相談の場の確保
- (3) ケアラーを支援するための地域づくり

* これまでの議論・検討を踏まえた3つの施策を柱としつつ、パブリックコメントの実施などにより広く道民の方から意見をいただき、施策への反映を図ります。